



旧護岸

撤去費用は県 用地は有償で

市は昨年6月議会に補正予算を計上し、第1期埋め立て護岸(旧護岸)の在り方などについて調査検討中です。
日本共産党は6月議会の一般質問で進捗状況を質しました。

旧護岸が液状化被害を 助長した！

日本共産党は、東日本大震災で旧護岸全体が傾き、ヒビ割れや空洞化が生じたため、2012年5月、千葉県に安全対策を講じるよう要請し、旧護岸沿いの戸建住宅が甚大な液状化被害を受けたため、旧護岸が液状化被害を助長する役割を果たしたのではないかと県に指摘し、何らかの対策を講じるよう求めました。さらに市に対しては同年6月議会で今後のあり方を千葉県と協議するよう求めました。

さらに2013年9月議会では、旧護岸が騒音やごみ、強風などから住民を守る一定の役割も果たしている」と指摘して、護岸撤去になった場合には環境対策に配慮するよう求めてきました。

アンケート結果を早く 市民に知らせて！

市は旧護岸のあり方について検討するため、今年1月に今川・入船地区の4564世帯にアンケートを実施しました。その結果について、「すべて撤去して活用」「一部撤去して活用」「すべて残して活用」がそれぞれ3分の1ずつであったことは6月議会でも明らかにしましたが、8カ月経過したにもかかわらず未だにアンケート回答者には結

週刊
市議会報告
日本共産党

2018年11月12日
第1480号
【発行】
日本共産党
浦安市議団
☎&FAX
047-350-1243

市議会議員
元木美奈子
入船 4-37-14
☎047-355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp

市議会議員
美勢麻里
北栄 2-3-16-203
☎047-354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

果が知らされていません。日本共産党は、結果を知らせてほしいの住民の声にできるだけ早く答えるよう求めました。
都市整備部長は「近日中に配布したい」と答え、現在準備中であることを明らかにしました。
また、アンケート結果をもとに住民との意見交換を行いたいと答えたものの、いつごろまでに結論を得るのか明確にしませんでした。

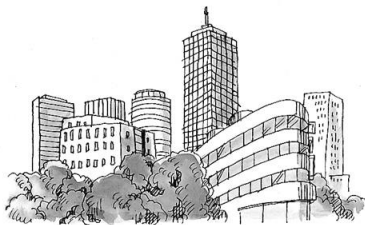
	今川・高洲地区	入船・明海地区	入船・日の出地区
長さ	1,120m	780m	800m
幅	8.4m	7.7m	7.7m

全長2700m



今後、市の財政負担が大きくなることは避ける必要があるため、日本共産党は「巨額の費用が見込まれる」と指摘し、「千葉県の管理物件であり、本来、千葉県が費用負担し、それを市に移管するのが当然の流れではないか」と主張し、費用負担の在り方について、市の考えを明らかにするよう求めました。

都市整備部長は、千葉県との協議状況について「護岸の用地について有償との方針が示されている」と答えて、「撤去費用については所有者である千葉県に負担して撤去いただきたいと考えている」ことを明らかにしました。



長年放置されたビル風対策

市 事業者 住民 3者で協議を

高層マンション建設にともなうビル風が発生し、近隣住民の日常生活に支障をきたす事例は少なくありません。浦安市は「住民」の問題であるとして、改善を求める住民の願いに応えないまま、問題が長年にわたって放置されています。

日本共産党は、9月議会一般質問で市の姿勢を質し、解決を急ぐよう求めました。

民・民では
解決しない

新浦安駅前の高層マンション建設は、1999年5月に工事計画案が近隣自治会や住民などに提示され、工事着工前からビル風の発生が予想されたため、事業者側は工事着工前と工事竣工後の2回の風洞実験を行いました。

予想通り、工事前と竣工後には、風洞実験結果に大きな乖離があることが判明。事業者側は、風洞実験結果が乖離するような事態があれば、「事態に応じた適切な対応」を自治会と千葉県知事に確約してきました。

自治会との協議では事業者側は「アーケードや風よけフードの設置は効果がある」ことを認めているものの、設置後の維持管理までできないと主張してきました。

自治会と事業者は互いに対策案を出し合って話し合ってきましたが、建設後15年経った今も解決に至っていません。

浦安市「民間どおしで決める」ことが基本

一方、市は2013年9月議会の日本共産党の質問に「原因者がはっきりしているので原因者にそれな

りの対応をしないと言ってきた。」などと答え、都市計画決定の主体であるにもかかわらず、その役割を果たそうとはしません。

日本共産党は「自治会と事業者でよく協議しなさい、これがこれまでの市の対応であった。」と指摘し、市も入って3者で対策協議をするよう求めました。

都市整備部長は「民間どおしで決めていくことが基本」と答え、頑なに従来の考え方に固執しました。



「道路外利便施設管理制度的に管理できないか」

2007年に道路法が改正され、道路管理者と沿道住民（施設所有者）が協定を結ぶことによって、道路管理者が沿道施設と道路を一体的に管理できる「道路外利便施設管理制度的」が設けられました。

日本共産党は、事業者側がアーケードや風よけフードの設置は防風対策に効果があることを認めているものの、設置後の維持管理までできないと主張していることを取りあげて、2007年の道路法改正にもとづく「道路外利便施設管理制度」は適用できないか質しました。

都市整備部長は「道路管理者として道路管理上、必要な道路付属物に当たらないかと考えている。対象にはならない。」と答えました。

また、「個々の開発に当たって、地区計画制度とか、公開空地制度とか、そういう、日本の法制度に則った形で後退用地を整備されてこられている。そういうことを考えると、道路外利便施設の適用は該当しない。」と答えました。